

## 京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年6月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条～第2条）

第2章 退職手当（第2条の2～第7条）

第3章 退職手当の支給制限等（第8条～第14条）

第4章 雑則（第15条～第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「第15条」を「第14条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第1条の2 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で，第 2 号に該当しないもの

2 前項各号に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は，同項各号の順位により，同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては，同項第 2 号及び第 4 号に掲げる順位による。この場合において，父母については，養父母を先にし実父母を後にし，祖父母については，養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし，父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 同順位の遺族が 2 人以上あるときは，そのうちの 1 人が，代表者として退職手当の支給を受ける手続を行わなければならない。

4 次に掲げる者は，退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に，当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第 3 項本文中「退職手当（第 9 条の規定によるものを除く。）」を「一般の退職手当等（次条から第 3 条の 2 まで及び第 6 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）」に改め，同項ただし書中「退職手当」を「一般の退職手当等」に改め，同条の次に次の章名を付する。

## 第 2 章 退職手当

第 3 条第 1 項第 3 号中「退職したとき」の右に「（第 8 条第 1 項各号に掲げる者を含む。）」を加え，同条第 2 項各号列記以外の部分中「在職期間」を「基礎在職期間（職員としての引き続いた在職期間，京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員が引き続いて職員となった場合におけるその者の京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての引き続いた在職期間及び本市職員以外の地方公務員，国家公務員（国家公務員退職手当法第 2 条に規定す

る者をいう。) その他別に定める者(以下「他の部局等の職員等」という。)が引き続いて職員となった場合におけるその者の他の部局等の職員等としての引き続いた在職期間(これらの在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた本市の任命権者を異にする部局の職員又は地方公共団体等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。)をいい、その者がこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間を除く。以下同じ。)」に改める。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「在職期間(本市の任命権者を異にする部局の職員又は本市職員以外の地方公務員、国家公務員(国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。)、京都市交通局厚生会の職員又はその他別に定める職員(以下「他の部局等の職員等」という。))が引き続いて職員となった場合におけるその者の他の部局等の職員等としての引き続いた在職期間(当該在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた他の部局等の職員等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。以下同じ。)を含むものとする。ただし、その者がこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間については、この限りでない。以下同じ。)」を「基礎在職期間」に改め、「月から」の右に「その者の基礎在職期間の」を加え、「次条第3号」を「第4条第3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(退職手当の調整額の不支給)

第3条の3 前条の退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条の規定による退職手当の基本額が支給されない者
- (2) 第3条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの

第4条各号列記以外の部分中「職員としての引き続いた在職期間」を「基礎在職期間」に改め、同条第1号中「職員となった日の属する月から退職した日」を「その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日」に改め、同条第4号中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第5条から第6条の2までを削る。

第7条中「第6条第1項に規定する」を削り、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

第9条第1項中「退職手当の」を「一般の退職手当等の」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の章名及び2条を加える。

### 第3章 退職手当の支給制限等

(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響（以下「支給制限に係る考慮事情」という。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職処分（地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分をいう。以下同じ。）を受けて退職をした者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

2 管理者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、

その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しないときは、通知をすべき内容を市役所及び区役所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第9条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又は管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保するうえ

で支障を生じると認めるとき。

(2) 管理者が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 次に掲げる者（以下「死亡退職者の遺族等」という。）に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 死亡による退職をした者の遺族

(2) 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）のうち、第1項又は第2項の規定による支払差止処分が行われた後において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴

又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分が行われた後において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第7条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）にお

いて、当該退職をした者が既に第7条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

9 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第10条から第13条までを次のように改める。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、支給制限に係る考慮事情及び第8条第1項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 管理者が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡退職者の遺族等に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該死亡退職者の遺族等に対し、支給制限に係る考慮事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給



しないこととする処分を行うことができる。

- 3 管理者は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第8条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第11条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第7条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第13条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、第7条の規定により算出される金額（次条及び第13条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 管理者が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第7条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、管理者は、同項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 管理者は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第8条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第12条 死亡退職者の遺族等に対し一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、管理者は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該退職の日から1年以内に限り、支給制限に係る考慮事情のほか、当該死亡退職者の遺族等の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第8条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第13条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に

係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第11条第5項又は前条第3項において準用する京都市行政手続条例第16条第1項の規定による通知を受けた場合において、第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項又は第4項に規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手

当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第9条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員、京都市交通局厚生会の職員又は本市の任命権者を異にする部局の職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第9条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該相続財産の額のうち前各項の規定

による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得し、又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。

6 第8条第2項並びに第11条第2項及び第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

7 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第11条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

第18条を第19条とし、第14条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第13条の次に次の1条及び章名を加える。

(人事委員会への諮問)

第14条 管理者は、第10条第1項第2号若しくは第2項、第11条第1項、第12条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

#### 第4章 雑則

##### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(関係規程の一部改正)

3 京都市交通局職員の公益的法人等への派遣等に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「職員としての引き続いた在職期間」を「その者の基礎在職期間（退職手当規程第3条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）」に改める。

- 4 京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「在職期間」を「基礎在職期間（京都市交通局職員退職手当支給規程第3条第2項に規定する基礎在職期間をいう。）」に改める。

（交通局企画総務部職員課）